

「登録者証」のお知らせ

2024年4月から指定難病患者の皆さまが福祉・就労等の各種支援を受ける際に使える「登録者証」の申請を受け付けています。下記の手続きを参考に、登録者証の申請をご検討ください。

登録者証とは

難病法に基づく指定難病患者であることを証明（医療費助成の対象とならない方も申請できます）し、就労支援や障害福祉などの各種サービスを受ける際に活用できます。

登録者証の発行手続きと活用方法

①申請書等の提出

- 申請書（「登録者証申請」欄の「申請する」にチェック）
 - 指定難病にかかっていることを証明する資料（臨床調査個人票、却下通知（指定難病にかかっている旨が確認できるものに限る）、指定難病の医療受給者証等）
- ※その他の書類の提出を求める場合があります。

指定難病患者様

①申請書等の提出



各健康福祉センター
（福井市の方は福井市保健所）

②登録者証の発行

- マイナンバー情報連携を活用してマイナンバーカードが登録者証になります。
（マイナンバー情報連携を活用することができない場合は、紙による発行も可能です。）

③各種支援への活用

- 以下のような各種サービス（詳しくは裏面をご覧ください）を受ける際、マイナンバーカードまたは紙の登録者証等を提示することで、指定難病患者であることを証明できます。
- ★利用するサービスによって確認方法が異なりますので、あらかじめ各サービス担当にお問い合わせください。

ハローワーク



- 難病患者就職サポーターによる支援を受けるとき

市役所・町役場



- 障害福祉サービスを申請するとき

障害福祉サービス等

サービスの概要	問い合わせ窓口	登録証の利用可否と活用場面
障害福祉サービス等 (介護給付・訓練等給付・地域相談支援給付)	市町	○ サービスの利用申請時(※)
地域生活支援事業	市町 都道府県	△ 事業の実施主体である市町 等の取扱いによる
障害児通所給付	市町	○ サービスの利用申請時(※)
障害児入所給付	県	○ サービスの利用申請時(※)

※ただし、支援内容の決定等のために別途、医師の意見書等が必要な場合があります。

就労支援(ご本人向け)

サービスの概要	問い合わせ窓口	登録証の利用可否と活用場面
公共職業安定所(ハローワーク)における 職業相談・職業紹介	公共職業安定所・難 病相談支援センター	○ 証明の求めがあった時
職場適応援助者(ジョブコーチ)支援事業	地域障害者職業セン ター	○ 証明の求めがあった時
障害者就業・生活支援センター事業	各障害者就業・生活 支援センター	○ サービスの利用申請時

就労支援(事業主向け)

サービスの概要	問い合わせ窓口	登録証の利用可否と活用場面
特定求職者雇用開発助成金 (発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)	労働局、 公共職業安定所	○ 証明の求めがあった時
キャリアアップ助成金(障害者正社員化コース)	労働局、 公共職業安定所	○ 証明の求めがあった時
特定求職者雇用開発助成金 (成長分野等人材確保・育成コース)	労働局、 公共職業安定所	○ 証明の求めがあった時
障害者介助等助成金	(独)高齢・障害・求職 者雇用支援機構	○ 証明の求めがあった時
訪問型職場適応援助者助成金 企業在席型職場適応援助者助成金	(独)高齢・障害・求職 者雇用支援機構	○ 証明の求めがあった時
障害者能力開発助成金	(独)高齢・障害・求職 者雇用支援機構	○ 証明の求めがあった時
障害者トライアル雇用事業	労働局、 公共職業安定所	○ 証明の求めがあった時